

令和3年7月13日

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の発令に伴うタブレット端末の持ち帰りの開始について

日頃から、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、本市では、児童生徒一人一台のタブレット端末の配備を終え、今年度から同機器を活用した教育を推進しています。

これまでの予定では、市内各校での実情に応じて遅くとも冬休み前にはタブレット端末をご自宅に持ち帰り、家庭学習に活用する計画をしていたところです。

しかしながら、今般東京都を対象に4度目の緊急事態宣言が発出されたこと等、昨今の状況を鑑み、当初の予定を大幅に前倒しして夏季休業日前に持ち帰りを開始することといたしました。

つきましては、タブレット端末のご自宅での利用について、次のとおりお知らせいたしますので、保護者の監督のもと適切に利用されますようご指導をお願いします。

1 目的

タブレット端末の家庭での通信環境設定及び学習での活用

2 インターネットへの接続について

本市で導入したタブレット端末（ChromeBook）は、インターネットに接続することで、様々な機能が使用できるものです。ご家庭のWi-Fiや携帯電話のデザリング等で使用できるようインターネット接続のための通信環境設定をお願いします。

なお、ご家庭での通信にかかる費用はご家庭での負担となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

3 主な使用方法について

夏季休業期間中はクラウド学習教材（eライブラリ）によるドリルワークや調べ学習に活用できます。

4 学校外利用に関する補償について

学習利用時や学習利用のための移動時の事故（破損・盗難等）については、リース会社の加入する保険で補償することができます。ただし、紛失もしくは故意または重過失による事故については修理費用の負担をしていただく場合があります。

5 その他

フィルタリングソフトが組み込まれておりますので、いわゆる有害サイト等の望ましくないサイトへのアクセスは行えない設定になっています。

6 相談・問合せ

相談等がある場合には電子メールを利用したの問い合わせに限らせていただきます。誠に恐縮ですが、返信にお時間を頂戴することがありますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

【担当】 府中市教育委員会事務局 教育部指導室 教育情報システム担当
gaksido05@city.fuchu.tokyo.jp